

高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県携帯電話基地局強靱化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的及び補助対象事業)

第2条 この補助金は、総務省が所管する無線システム普及支援事業費等補助金（無線システム普及支援事業（携帯電話基地局強靱化対策事業））を活用して、大規模な自然災害が発生した場合においても、知事が別に定める施設において、電気通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障により当該電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として、電気通信設備等を整備する事業を行う無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者等（以下「無線通信事業者等」という。）に対して、県がその事業に要する経費の一部を補助することにより、携帯電話基地局の強靱化を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、別表第1に掲げる経費とする。

(補助額)

第4条 県は、無線通信事業者等に対し、前条に規定する補助対象経費の10分の10以内の額を予算の範囲内で補助する。ただし、この場合において、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助事業者の選定)

第5条 補助金の交付を受けようとする無線通信事業者等は、知事が別に定める実施計画書及び添付書類（以下「実施計画書等」という。）を、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された実施計画書等を審査し、補助金を交付する無線通信事業者等（以下「補助事業者」という。）を決定する。補助事業者の決定にあたっては、実施計画書等の提出があった事業のうち、次の各号の要件を満たす事業について、知事が別に定める施設の優先順位に基づき、各施設において最も安価な提案を行った無線通信事業者等に決定する。

- (1) 予備電源設備を導入し、発災後72時間の停電対策を講じること
- (2) 予備回線設備（衛星通信等）を導入し、通信回線の冗長化を講じること

3 知事は、補助事業者の決定について、実施計画書等を提出したすべての無線通信事業者等に通知する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない

い。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受理した補助事業者は、規則第7条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、当該決定通知を受理した日から10日以内に別記第2号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額に対して増額又は20パーセントを超える減額変更を行う場合
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (3) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ、補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助の条件）

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第4号様式に

よる補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第5号様式による事故報告書によって知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による状況報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日（第10条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、廃止の承認の日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第10条第3号に基づく報告を行った補助事業者のうち、当該補助事業が当該年度内に完了しない場合は、翌年度の4月10日までに別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これらを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の申請をしようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、第10条第2号の規定により補助事業中止（廃止）承認申請書を受理した場合又は次に掲げる場合は、補助金の交付の決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、要綱等の規定に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについては、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ別記第11号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した取得財産等においては、この限りでない。

- 2 知事は、補助事業者が前項の規定による承認を受けた取得財産等を処分することにより収入があると認める場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月1日施行）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行し、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第10条第5号、第11条第4項、第15条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

以下の表に掲げるとおりとする。

経費区分	補助対象経費（※1、※2）
(1)施設・設備費	<p>ア 次に掲げる施設の改修又は設備の設置・改修に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク) ケーブル (ケ) 電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置・改修に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
(2)用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置・改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>
(3)調査設計費	<p>施設・設備を設置・改修するために必要な調査・設計に要する経費</p>

※1 救助・救命活動の成否の観点から、発災後72時間において携帯基地局が機能を維持できるよう強靱化するものを対象とする。

※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）で24時間の機能維持を義務化されている「県庁舎・市町村役場」への対策においては、義務対象である24時間分については補助対象外となり、当該基地局施工費を按分処理した費用を対象とする。ただし、蓄電池の種類を変更する場合（例：鉛蓄電池からリチウムイオン電池への変更）は、義務対象である24時間分についても補助対象とする。

別表第2 (第10条、第14条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。